

○国土交通省告示第百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和七年三月三日

国土交通大臣 中野 洋昌

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道6号改築工事（牛久土浦バイパス）

第3 起業地

1 収用の部分 茨城県つくば市高崎字永久保、字寺久保、字永久保山ノ入、字竹ノ下山ノ入、字山ノ入及び字竹ノ下、稲荷川字菅間下、菅間字出口山、池の台、西大井字西ノ原、稲岡字屋敷台及び字迎山並びに新牧田字こあんの地内

茨城県土浦市小山田一丁目、乙戸、乙戸字高山、中村西根字白楽並びに中字観音堂、字白楽、字嵩久保、字天神前、字中台及び字中道地内

2 使用の部分 茨城県つくば市高崎字永久保、字寺久保、字竹ノ下山ノ入、字山ノ入及び字竹ノ下、稲荷川字菅間下、菅間字出口山、池の台並びに西大井字西ノ原地内
茨城県土浦市中村西根字白楽、中字観音堂、字白楽、字天神前、字中台及び字中道地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道6号改築工事（牛久土浦バイパス）」（以下「本件事業」という。）は、茨城県牛久市遠山町字馬内地内から同県土浦市中字竹ノ下地内までの延長15.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本件事業を行うこととされており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道6号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、宮城県仙台市に至る延長約411kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する茨城県は、農業産出額が全国第3位（都道府県別）を誇る農産業が盛んな地域であり、その中でも野菜の産出額が全国第2位（都道府県別）となっている。代表的な農産物の一つとして「れんこん」が挙げられ、産出額、作付面積において全国第1位（都道府県別）となっている。本件事業が通過する土浦市や隣接するかすみがうら市は茨城県内でも特に「れんこん」の生産が盛んな地域であり、作付面積、経営体数ともに県内第1位と第2位となるなど、両市にて「れんこん」の一大産地を形成しており、収穫された農産物は、本路線等を利用して東京方面などの県内外へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等に広く利用されるとともに、牛久市及び土浦市の既成市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、ひたち野北大通り入口交差点で20,417台／日であり、混雑度は1.25となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である茨城県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成3年7月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されていることから、起業者は本件事業の施行に当

たり、当該措置を講ずることとしている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和5年10月に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、大気質、振動等については環境基準等を満足するとされており、自動車の走行に係る騒音については、一部の地点で環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により当該基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるマガン属、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるチュウヒ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているシラコバト及びサンカノゴイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトモエガモ、サシバ、サンショウクイ、イチモジヒメヨトウ及びミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ、ヒクイナ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン及びジョウロウスゲ、準絶滅危惧として掲載されているミズニラ、カキツバタ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、オオタカ及びサシバについては、営巣が確認されていることから、繁殖期中にモニタリング調査を実施した上で、繁殖状況に応じて工事箇所及び期間の変更等を検討、実施することとしている。ミズニラ等については、生育環境の一部が改変されるおそれがあることから、工事着手前に生育状況を確認し、事業区域周辺の生育適地への移植を検討、実施することとしている。加えて、起業者は、環境保全措置の効果を検証するため、有識者の指導助言を得ながら適切に内容を検討した事後調査を実施することとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が16か所存在するが、このうち3か所については、試掘調査の結果、遺跡等が発見されなかったため、発掘調査の必要がないことが確認され、6か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る7か所についても茨城県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第3種第1級の規格に基づく4車線の道路を現道

のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成6年4月21日に都市計画決定され、令和2年10月19日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、牛久市長を会長とする牛久市・つくば市・つくばみらい市交通体系整備促進連絡協議会や土浦市長を会長とする一般国道6号・都市計画道路牛久・土浦線等建設促進期成同盟会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

茨城県つくば市高崎字永久保、字寺久保、字永久保山ノ入、字竹ノ下山ノ入、字山ノ入及び字竹ノ下、稲荷川字菅間下、菅間字出口山、池の台、西大井字西ノ原、稲岡字屋敷台及び字迎山並びに新牧田字こあんの地内

茨城県土浦市小山田一丁目、乙戸、乙戸字高山並びに中字中道地内